様式第１号

神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用

および広報物等制作業務

公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

神戸市長 宛

神戸市が実施する神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および広報物等制作業務の公募型プロポーザルに対し、下記のとおり参加表明いたします。

参加にあたって、以下の参加資格等を有しており、本書におけるすべての記載事項に虚偽や不正はなく、事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、別紙（秘密保持誓約書）のとおり、参加表明と企画提案にあたって知り得た一切の事項について第三者へ漏らさないことを誓約します。

＜参加資格等＞

（「神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および広報物等制作業務　プロポーザル実施要領」より抜粋）

次に掲げる条件のすべてに該当すること

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４各号の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。

（３）民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

（４）神戸市指名停止基準要綱（平成６年６月15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期

間中でない者であること

（５）国税及び地方税を滞納していない者であること

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第６号に規定

する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団

又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴

力団等の排除に関する要綱第５条各号に該当する団体でないこと。

（７）その他

複数企業により構成される共同企業体（JV）として参加する場合は、上記（１）～（６）の要件を満たしたうえで、参加表明期間内に「共同企業体結成届出書」を提出すること。（様式第３号）

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 応募登録の項目 | 応募登録者による記入欄 |
| １ | 参加表明者の名称 | 業者番号（神戸市競争入札参加資格を有する場合は番号を記入）商号又は名称所在地本業務受託先所在地代表者又は受任者の役職・氏名 |
| ２ | 連絡先 | 部署名担当者氏名電話番号・FAX番号電子メールアドレス結果通知郵送先住所 |

※この参加表明は、神戸市が実施する神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および広報物等制作業務委託契約を締結する場合に備えて、代表者名（契約に関する権限を委任する申請を行っている場合は受任者名）で行ってください。

＜別紙＞

秘密保持誓約書

　（貴社名を入力してください）　（以下「乙」という。）は、神戸市（以下「甲」という。）が実施する「神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および広報物等制作業務」（以下「本業務」という。）の調達に関し、以下のとおり秘密を保持することを誓約する。

（秘密保持の範囲）

第１条 本誓約書において秘密情報とは、本業務に関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が開示に際して秘密であることを表示した一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

２ 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

⑴ 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

⑵ 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

⑶ 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条 乙は、本業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。

２ 乙は、本業務を遂行する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条 乙が前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の廃却）

第４条 乙は、甲から要請された場合及び本業務が終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条 乙は、本業務の終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。